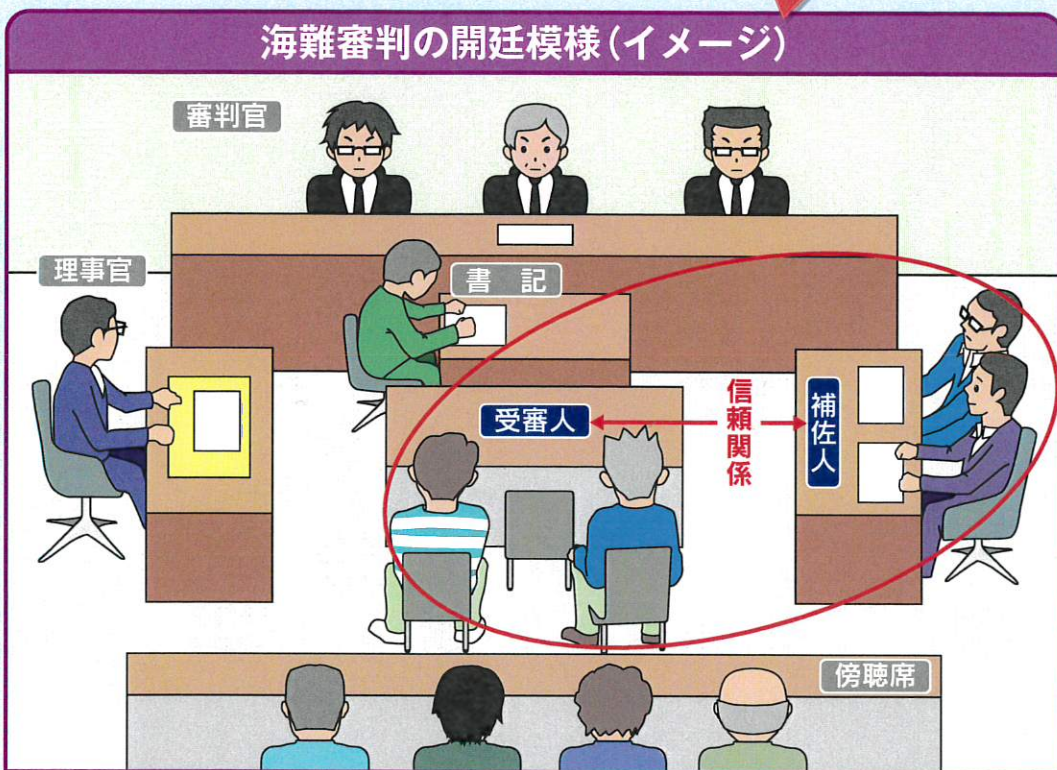
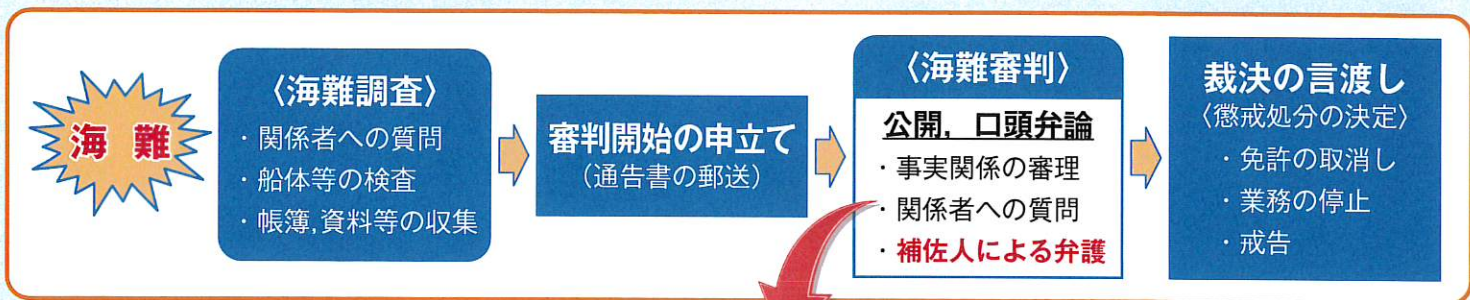


海難審判を受けることになったとき、

# “海事補佐人”を活用しませんか!



- 開廷宣言・人定尋問
- 海難審判を行うことを求めた“理事官”による理由説明
  - 上記説明に対する“受審人”としての意見
  - 証拠調 (申立/職権)
  - “審判官”, “理事官”, “補佐人”の“受審人”への質問
  - 懲戒についての“理事官”の意見
  - 上記意見に対する“受審人”の意見
  - “補佐人” 弁論
  - “受審人”の最終意見
- 審理終結の宣言(結審)

海難審判の手続きは司法手続きに準じて行われます。あなたの身になって十分に主張してくれる“補佐人(弁護人に相当)”を活用してください。

補佐人はご自分でも選べますが、当協会の「**扶助補佐人制度**」を利用すれば、**補佐人を選ぶ手間もなく、その費用も、あなたの所得に応じて当協会が援助**します。

➤ 一度、ご連絡ください。

電話 03-3512-8140  
携帯 090-6036-9433  
Mail kaisin-f@maia.or.jp

(公益財団法人) 海難審判・船舶事故調査協会相談所 連絡先

